

鳥取県西部広域行政管理組合  
米子浄化場

包括的維持管理業務  
仕様書（要求水準書）

令和8年6月1日  
鳥取県西部広域行政管理組合

## 目次

第1章 総則 .....	1
1 本仕様書の位置付け .....	1
2 目的 .....	1
3 業務期間及び引継期間 .....	1
4 施設の概要 .....	2
5 本業務の範囲 .....	2
6 委託費用 .....	3
7 補修工事の実施及び費用負担 .....	4
8 受託者の責任 .....	4
9 施設等の使用に係る費用 .....	4
10 貸与品 .....	4
11 統括責任者等の選任 .....	5
12 有資格者の配置 .....	5
13 再委託について .....	5
14 目標基準及び要求水準 .....	5
15 目標基準及び要求水準の状況確認 .....	6
16 目標基準及び要求水準の未達時の取扱い .....	6
17 モニタリング体制 .....	6
18 提出書類 .....	7
19 関係法令の遵守 .....	7
第2章 統括管理業務 .....	9
1 統括マネジメント業務 .....	9
2 事務業務 .....	9
3 施設情報管理業務 .....	10
4 セルフモニタリング業務 .....	10
5 業務開始前及び業務終了時の引継業務 .....	10
第3章 運転管理業務 .....	11
1 し尿等受入・監視業務 .....	11
2 運転操作・監視業務 .....	11
3 脱水汚泥資源化業務 .....	12
4 し渣等資源化業務 .....	12
5 各種測定試験業務 .....	13
6 排水処理業務 .....	15
7 ユーティリティ調達管理業務 .....	16
8 槽内及び配管清掃業務 .....	16
9 環境整備業務 .....	16
10 警備業務 .....	17
第4章 保全管理業務 .....	18
1 巡回点検業務 .....	18
2 保守点検業務 .....	18
3 法定点検業務 .....	19
4 補修工事業務 .....	19

## 第1章 総則

### 1 本仕様書の位置付け

本仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が委託する米子浄化場包括的維持管理業務（以下「本業務」という。）を履行するにあたって必要な事項を示すものである。

本仕様書の第1章には本業務全般に係る基本的事項を、第2章以降には本業務の範囲内の業務ごとに業務内容及び要求水準を記載している。

なお、本業務は、性能発注により発注するものであるため、本仕様書に記載のない事項については、目標基準の遵守及び要求水準の達成を最優先とすることを前提に、受託者の責任及び裁量（受託者の技術提案）により実施するものとする。

### 2 目的

鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場（以下「米子浄化場」という。）は、施設設置から30年以上が経過していることから、施設の老朽化や搬入量の低下、浄化槽汚泥の割合の増加などに対応するため、令和13年度末で米子市下水道施設へ機能集約し、稼働を停止することとしている。

稼働停止までの間、施設を安定的かつ安全に稼働させる必要があるが、職員の減員により専門的な技術職員の確保・育成、技術継承が困難となっているほか施設の老朽化による突発的な故障への対応等の課題を抱えている。

このような背景から、民間事業者の技術力や保守管理ノウハウにより運転管理を行うことで、課題の解決を図り、もって施設の安定的かつ安全な運転管理を確保しようとするものである。

### 3 業務期間及び引継期間

本業務の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

ただし、本業務の委託契約の締結の日（令和8年12月頃を予定）から令和9年3月31日までの期間は、本組合から受託者への引継期間とし、受託者は、本組合が示した引継事項及びその内容を確認し、本業務の履行に必要な準備を行うものとする。また、引継ぎに要する費用については受託者の負担とする。

#### 4 施設の概要

本業務の対象となる施設の概要を次に示す。

項目	詳細
施設名称	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場
所在地	鳥取県米子市安倍2 1 3 番地
敷地面積	11,692 m <sup>2</sup>
建物構造等	処理棟 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 4,043.33 m <sup>2</sup> 管理棟 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 730.02 m <sup>2</sup> 渡廊下 鉄筋コンクリート造 20.60 m <sup>2</sup> 計量棟 鉄骨造鉄板ぶき平屋建 36.00 m <sup>2</sup> 車庫 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 52.56 m <sup>2</sup> 車庫 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 33.82 m <sup>2</sup>
処理方式	高負荷脱窒素処理及び高度処理（平成13年度から下水道管きよへの放流としたことに伴い、活性炭処理を廃止）
処理施設能力	145kL/日（し尿：110kL/日、浄化槽汚泥：35kL/日）
搬入受付時間	次の各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までを原則とする。 (1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
その他	現在、米子浄化場においては、令和2年度に実施した精密機能検査に基づき、施設の機能維持に必要な補修・修繕を計画的に実施しており、安定的な処理が可能な稼働状態を保っている。

#### 5 本業務の範囲

本業務の範囲を次に示す。

- (1) 統括管理業務
  - ア 統括マネジメント業務
  - イ 事務業務
  - ウ 施設情報管理業務
  - エ セルフモニタリング業務
  - オ 業務開始前及び業務終了時の引継業務
- (2) 運転管理業務

- ア し尿等受入・監視業務
- イ 運転操作・監視業務
- ウ 脱水汚泥資源化業務
- エ し渣等資源化業務
- オ 各種測定試験業務
- カ 排水処理業務
- キ ユーティリティ調達管理業務
- ク 槽内及び配管清掃業務
- ケ 環境整備業務
- コ 警備業務

(3) 保全管理業務

- ア 巡回点検業務
- イ 保守点検業務
- ウ 法定点検業務
- エ 補修工事業務

※ し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の搬入車両の許可、一般廃棄物の処理の委託に係る受入先自治体との協議調整・契約事務、本組合に属する権限に基づく事務（施設の目的外使用の許可等）及びその他の業務（本組合及び受託者の協議により定める）は本組合において行う。

## 6 委託費用

(1) 委託費用の構成

委託費用には、本業務の履行に必要なすべての費用（人件費、ユーティリティ等調達費用、物品等購入費用、汚泥等処理費用、検査費用、点検費用、補修工事費用など）が含まれるものとし、固定額とする。

(2) 本組合が負担する費用

建物の損害保険、本組合が貸与する車両に係る自賠責保険料・自動車重量税、し渣等資源化に係る環境保全負担金（現在の資源化の方法による場合に限る）、汚染負荷量賦課金は、本組合の負担とし、委託費用には含まない。

(3) 委託費用の変更

原則として本業務の期間中の委託費用の変更はできないものとする。

ただし、予見しがたい急激な資材・燃料価格の高騰等の著しい物価変動、消費税法の改正、その他本組合と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、業務の履行に要する費用に著しい増減が生じ、委託費用が不相当となったと認められる場合は、客観的な根拠資料に基づき、【別紙1】リスク分担により本組合と受託者とで協議を行い、その取扱いを決定するものとする。

## 7 補修工事の実施及び費用負担

### (1) 本業務における補修工事の範囲

本業務における補修工事の範囲は、施設の機能を維持するために行う施設の全ての設備等の補修、修繕、更新、改造及び増設とし、日常点検等により発見された異常や突発的な故障等に対して実施する軽微なものについても補修工事に含むものとする。

ただし、上記以外の突発的な故障等については、本組合と受託者で協議を行い、補修工事实施の可否及び費用負担を決定するものとする。

### (2) 計画的な補修工事の実施

受託者は、本組合が提示する【別紙2】補修工事計画を参考に自らの技術的知見に基づき、施設の稼働停止（令和14年3月末）まで安全かつ安定的に機能を維持するために最適な「補修工事基本計画」を提案すること。

また、各年度毎に実施する補修工事について、補修工事基本計画に基づき「補修工事実施計画」を作成し、計画的に補修工事を実施すること。

※ 本業務の期間の終期における補修工事については、【別紙3】補修工事の履歴及び施設の稼働停止を見据え、恒久的な機器更新ではなく、必要最小限の措置（応急処置、中古品活用等）を優先するなど、経済性を考慮した内容とすること。

※ 受託者の判断により【別紙2】補修工事計画から除外した補修工事について、本業務の期間中に当該除外した補修工事が必要となった場合は、受託者の責任と費用負担において当該除外した補修工事を実施すること。

### (3) 補修工事基本計画及び補修工事実施計画の変更

受託者は、本業務の期間中において、設備の稼働状況等により補修工事の内容について見直しが必要となった場合は、本組合と協議の上、計画を変更することができる。

ただし、この計画変更に伴う委託費用の増額及び減額は行わないものとする。

## 8 受託者の責任

受託者は、「14（目標基準及び要求水準）」に定める目標基準を遵守し要求水準を確実に達成するために、自らの技術提案に基づき誠実に本業務を実施しなければならない。

また、受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を行い、本組合と受託者の双方の立会のもと契約開始時における施設の機能を確認し、その機能を保持するとともに施設の過度な劣化を防止しなければならない。

## 9 施設等の使用に係る費用

受託者は、本業務の履行に必要な施設等（敷地内の建物及びその設備）は、無償で使用することができる。ただし、業務従事者の通勤車両等の駐車に利用する部分については有償とする。

## 10 貸与品

本業務において、本組合から受託者へ貸与するものは、【別紙4】備品台帳一覧のとおり

りとする。貸与品は、受託者において適切に使用及び管理し、破損等した場合（劣化による破損等を除く）は、受託者において、修補しなければならない。

## 11 統括責任者等の選任

- (1) 受託者は、統括責任者及び副統括責任者（以下「統括責任者等」という。）を選任し、氏名、経歴、資格等の必要な事項を記載した選任届を本業務の本契約締結後 14 日以内に、本組合に提出しその承諾を得ること。また、統括責任者は「12 有資格者の配置(1)」に定める一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者であること。なお、統括責任者等に異動がある場合は、変更する 30 日前までに後任の選任届を本組合へ提出し、その承諾を得ること。
- (2) 統括責任者は、本業務内容の全般を熟知したうえで、現場の最高責任者として従事者を指揮、監督し、各種業務を適正かつ円滑に遂行すること。
- (3) 本組合との連絡、協議等は、原則として統括責任者が行う。ただし、統括責任者が不在となる場合は、副統括責任者が行う。

## 12 有資格者の配置

受託者は、本業務を実施するため、技術上の知識及び技能に精通した次の有資格者を配置すること。また、(1)及び(2)の有資格者が退職、病気等により不在となる不測の事態に備え、業務に支障を来さないよう、あらかじめ代替となる有資格者を確保しておくこと。

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の規定に準じた、一般廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
- (2) 第三種電気主任技術者（※電気保安管理業務を外部委託する場合は除く）
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 特定化学物質等作業主任者
- (5) クレーン運転の業務に係る特別教育修了者（5 t 未満）
- (6) 玉掛け技能講習修了者
- (7) 低圧電気取扱業務特別教育受講者
- (8) 中型自動車運転免許又は中型 8 t 限定自動車運転免許を有する者
- (9) その他、本業務の履行において関係法令上配置が義務付けられている有資格者

## 13 再委託について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、本業務のうち特定の専門業者等への再委託が必要な業務については、事前に本組合の承諾を得た上で再委託することができる。

## 14 目標基準及び要求水準

本業務の履行にあたって、受託者は、次に示す目標基準を遵守するとともに要求水準を達成しなければならない。

「目標基準」…【別紙5】に定める、放流水質、汚泥等の含水率並びに悪臭、騒音及び振動等に関する基準

「要求水準」… 第2章から第4章に示す受託者が満たすべき業務ごとの水準

## 15 目標基準及び要求水準の状況確認

- (1) 目標基準の遵守状況は、受託者が本組合に提出する各種測定試験業務の報告書により確認する。
- (2) 要求水準の達成状況は、受託者が本組合に提出する月報等の報告書及び実地確認等により確認する。

## 16 目標基準及び要求水準の未達時の取扱い

目標基準及び要求水準の未達時とは、目標基準が遵守できなかった場合又は要求水準が達成できなかった場合若しくはその両方の場合とし、その場合の対応については、【別紙6】のとおりとする。

また、受託者は、目標基準の遵守及び要求水準の達成ができないことを覚知した場合、直ちに本組合に報告するとともに、迅速な原因究明と是正措置を行い、再発防止策を講ずること。

## 17 モニタリング体制

本業務のモニタリングは、次の体制にて行う。

### (1) モニタリングの実施主体

本業務におけるモニタリングは、本組合及び受託者の双方が各々の役割と目的に基づき実施するものとする。

### (2) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、本業務の期間中、施設を適切に管理して施設能力を維持するとともに、目標基準の遵守及び要求水準が確実に達成されていることを確認するため、自らの責任においてセルフモニタリングを実施すること。その際、再委託先の管理を含めた運転管理等の状況について、月報に取りまとめ、本組合に報告すること。

### (3) 本組合によるモニタリング

本組合は、受託者の業務履行状況の確認及び評価等を目的に、目標基準の遵守及び要求水準の達成状況等についてモニタリングを行い、その結果を受託者にフィードバックする。受託者は、本組合からのフィードバックを受け、施設の運転を見直す必要がある場合、速やかに運転管理業務等を見直すこと。

なお、本組合は、随時施設へ立ち入り、受託者に対して業務の実施状況について説明を求め、水質検査その他の検査及び監視を行うことができ、かつ、現地において施設の機能確認や受託者の業務遂行の評価を行うことができるものとし、受託者はこれに誠実に協力しなければならない。

## 18 提出書類

### (1) 各種マニュアルの提出

受託者は、委託開始の 30 日前までに、統括管理業務、運転管理業務及び保全管理業務に関する各種マニュアルを提出し、本組合の承諾を得ること。

### (2) 業務計画書の提出

受託者は、初年度の開始の 30 日前までに、業務期間における本業務に関する基本的な考え方、実施方針及び実施体制等をまとめた「基本業務計画書」及び「補修工事基本計画」を提出し、本組合の承諾を得ること。

また、毎年度の開始の 30 日前までに、当該年度に実施を予定する本業務に関する「年度業務計画書」を本組合に提出し、承諾を得ること。なお、年度業務計画書には、補修工事実施計画、槽清掃計画書、安全教育計画書及びセルフモニタリング計画書を綴ること。

### (3) 月間計画書の提出

受託者は、毎月 20 日までに翌月の月間計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

### (4) し尿等の搬入集計表、維持管理日報・月報及び各種測定試験業務報告書の提出

受託者は、し尿等の搬入集計表、維持管理日報・月報及び各種測定試験業務報告書を作成し、翌月 20 日までに本組合に提出すること。なお、業務期間の最終月における各書類の提出日については、本組合と協議の上、決定する。また、各書類の記載項目は【別紙 7】のとおりとし、様式及び記入項目については本組合と協議により決定する。

### (5) 年度事業報告書の提出

受託者は、年度事業報告書（以下年「年度報」という。）を作成し、翌年度の 4 月末日までに本組合に提出すること。

なお、業務最終年度における年度報の提出日については、本組合と協議の上、決定する。また、年度報の記載項目は【別紙 7】のとおりとし、様式及び記入項目については本組合と協議により決定する。

## 19 関係法令の遵守

本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (2) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (3) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (4) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (6) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (7) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (8) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (9) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

- (10) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (11) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (12) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（昭和 13 年法律第 64 号）
- (13) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- (14) 鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例
- (15) 鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例施行規則
- (16) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- (17) その他関連法令等

## 第2章 統括管理業務

### 1 統括マネジメント業務

統括マネジメント業務は、第2章から第4章に規定する業務を統括することにより本業務の品質を確保するとともに、適正かつ安定的な稼働を目的として、次の各号に示す業務を行うものである。なお、統括責任者を本業務の実施責任者とする。

- (1) 基本業務計画書の作成
- (2) 年度業務計画書、安全教育計画書及び年度業務報告書の作成
- (3) 個別業務の履行状況の管理等の実施
- (4) セルフモニタリングの計画、実施及び報告
- (5) 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
- (6) 業務従事者の労務管理、安全衛生及び教育の実施
- (7) 苦情等に対する初動対応

#### 【要求水準】

- ・ 本業務の目的を深く理解し、要求水準を常時満たすための人員配置と指揮命令系統が遅滞なく機能していること。
- ・ 業務の不備や遅延の兆候を自ら察知し、本組合が指摘する前に自律的な改善措置が講じられていること。
- ・ 労働災害及び公害事故を未然に防止するための教育等が実施されていること。
- ・ 緊急時においても被害を最小限にするための体制が整備されていること。
- ・ 苦情等が発生した際、迅速かつ誠実な初動対応が行われ、遅滞なく本組合へ報告される体制が構築されていること。

### 2 事務業務

事務業務は、本業務の適正かつ円滑な履行を図ることを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 事務処理に必要な消耗品・備品等の調達
- (2) 搬入伝票の整理、搬入量（市町村・品目別）の集計
- (3) 日報・月報・年度報の整理、運転記録の整理及び各種報告書の作成
- (4) 事務室内の整理、整頓及び清掃

#### 【要求水準】

- ・ 施設の運営状況、搬入実績、コスト推移等、運転に必要なデータが正確に記録され、本組合の業務に即座に活用できる状態で管理されていること。
- ・ 消耗品等の調達や各種報告書の作成などにおいて、事務手続きの遅滞が生じない処理が徹底されていること。

### 3 施設情報管理業務

施設情報管理業務は、施設に係る情報を適切に記録し、管理することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 水質情報、汚泥性状に関する情報の記録及び管理
- (2) 点検及び測定結果に関する情報の記録及び管理
- (3) 異常、故障の対応に関する情報の記録及び管理
- (4) 各種マニュアル及び図面の管理
- (5) 貸与品及び設備に係る台帳の管理

#### 【要求水準】

- ・ 各種マニュアル、修繕履歴、運転データ等の施設の管理に必要な情報が適切に記録・更新され、不足なく整理されていること。
- ・ 記録された情報へのアクセス制御（施錠管理やパスワード設定等）が徹底され、情報の紛失、漏えい、改ざんを防止する保管体制が確保されていること。

### 4 セルフモニタリング業務

セルフモニタリング業務は、受託者が実施する本業務について、本仕様書と比較して齟齬が生じていないかを確認することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) セルフモニタリング計画書の作成
- (2) セルフモニタリングの実施
- (3) セルフモニタリング報告書の作成

#### 【要求水準】

- ・ セルフモニタリング計画書により、セルフモニタリングの方法、頻度、評価項目等が整理されていること。
- ・ 運転管理及び保安全管理等の実施状況について、要求水準との適合性、問題点の有無、改善の必要性を自ら確認し、その結果報告と改善措置が講じられていること。

### 5 業務開始前及び業務終了時の引継業務

業務開始前及び業務終了時の引継業務は、本業務の適正な履行及び業務終了後に想定される残務処理を円滑に行うことを目的とし、業務開始前の本組合からの引継ぎ及び業務終了時の本組合への引継ぎを行う業務である。

#### 【要求水準】

- ・ (業務開始時) 本組合からの引継事項を確実に把握し、業務開始初日から目標基準及び要求水準を満たした安全かつ安定的な施設運営が実施できる状態であること。
- ・ (業務終了時) 施設内に過剰な在庫を残さず、可能な限りし尿等の処理及び汚泥等の搬出が行われ、本組合へ運転に必要なマニュアルの引継ぎを行うこと。

## 第3章 運転管理業務

### 1 し尿等受入・監視業務

し尿等受入・監視業務は、搬入されるし尿等を適切に受け入れることにより、施設の安定的な稼働を確保するとともに、不正搬入や交通事故等の防止を図ることを目的として次に示す業務を行うものである。

- (1) 搬入予定のとりまとめ及び管理
- (2) 搬入状況の監視及び管理
- (3) 計量器及び搬入扉の管理

#### 【要求水準】

- ・ 搬入車両の安全誘導及び監視を徹底し、施設内において交通事故を生じさせないこと。
- ・ 計量器や搬入扉の適切な管理を通じ、許可車両以外の進入や、施設の処理機能に悪影響を及ぼす異物、不適正汚泥の搬入を未然に防止すること。

### 2 運転操作・監視業務

運転操作・監視業務は、目標基準の遵守を前提に、施設を安定的かつ効率的に稼働させることを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 受入・貯留設備の運転操作・監視
- (2) 高負荷脱窒素処理設備の運転操作・監視
- (3) 凝集分離設備の運転操作・監視
- (4) 高度処理設備（砂ろ過塔）の運転操作・監視
- (5) 汚泥処理設備の運転操作・監視
- (6) 脱臭設備の運転操作・監視

#### 【要求水準】

- ・ 搬入されるし尿等の性状変動に的確に対応し、法令及び【別紙5】に定める目標基準（放流水質、悪臭物質、汚泥含水率等）を継続的かつ安定的に遵守していること。
- ・ 脱水汚泥の含水率は84%以下を維持すること。（備え付きの測定器による簡易測定）
- ・ 処理性能を維持した上で、過剰なエネルギーや薬品の消費を抑え、最も経済的かつ合理的な量で運転管理が行われていること。
- ・ 監視体制が十分に機能し、異常の予兆を早期に検知して、致命的な設備故障や処理停止に至る前に適切な予防及び回復措置が講じられていること。

### 3 脱水汚泥資源化業務

脱水汚泥資源化業務は、汚泥処理設備の運転によって発生した脱水汚泥を資源化処理することを目的として、次に示す業務を行うものである。

なお、現在は堆肥化を行っているが、より安定的かつ適正に処理が可能な資源化の種別とすることも可能とする。

- (1) 資源化処理方法の選定及び資源化処理先との契約締結
- (2) 脱水汚泥の排出
- (3) 敷地内における搬出車両の誘導
- (4) 搬出設備（コンベヤ、ホッパ等）の運転操作及び監視
- (5) 脱水汚泥資源化に係る業務実績の記録及び報告

#### 【要求水準】

- ・ 敷地内の交通事故及び脱水汚泥の過積載を生じさせないこと。
- ・ 搬出設備（コンベヤ、ホッパ等）の適切な管理により、コンテナ排出時の臭気の漏えい、飛散、液だれ等の環境負荷や設備閉塞が発生しないこと。

《参考》現在の資源化の内容

資源化種別：堆肥化

処理委託先：境港市循環資源再生利用事業協同組合

収集運搬委託先：境港市循環資源再生利用事業協同組合

脱水汚泥資源化量の実績については、【別紙8】のとおり

### 4 し渣等資源化業務

し渣等資源化業務は、受入・貯留設備の運転によって発生したし渣及び沈砂タンクに貯留した砂（以下「し渣等」という。）を、資源化処理することを目的として、次に示す業務を行うものである。

なお、現在は資源化（焼却及び焼却残渣の焼成）を行っている。

- (1) 資源化処理先との契約締結
- (2) し渣等の排出
- (3) 運搬過程における搬出車両の安全運転
- (3) 搬出設備（コンベヤ、ホッパ及びコンテナ等）の運転操作及び監視
- (4) し渣等資源化に係る業務実績の記録及び報告

※ 搬出用コンテナ及びフックロール車は貸与品とする。

#### 【要求水準】

- ・ 運搬過程における交通事故及び過積載を生じさせないこと。
- ・ 搬出設備（コンベヤ、ホッパ及びコンテナ等）の適切な管理により、コンテナ排出時および運搬過程において、臭気の漏えい、飛散、液だれ等の環境負荷や設備閉塞が発生しないこと。

《参考》現在の資源化の内容

資源化種別：焼却＋焼却残渣の焼成

処理委託先：三光株式会社（焼却）＋三重中央開発株式会社（焼却残渣の焼成）

運搬委託先：三光株式会社（三光株式会社～三重中央開発株式会社間）

※ 三光株式会社までは本組合が運搬

し渣等資源化量の実績については、【別紙 8】のとおり

## 5 各種測定試験業務

各種測定試験業務は、放流水質、脱水汚泥、悪臭物質等の状況を的確に把握し、目標基準を遵守した安定的な運転管理に資することを目的として、次に示す測定、試験を行うものである。

また、測定、試験の結果は、運転操作に反映し、安定的な運転管理を行うものとする。

### (1) 水質試験

ア 計量法に基づく登録を受けた事業者による下表の水質試験の実施。

試験項目	試験対象				試験方法	試験頻度
	し尿等	採水場所	放流水	採水場所		
水素イオン濃度	○	処理棟	○	処理棟	「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に規定する方法。	毎月
BOD	○	2 階反応	○	1 階脱臭		
COD	○	槽上部室	○	室放流水		
SS	○	投入し尿	○	槽		
アンモニア性窒素	○	配管	○			
硝酸性窒素	○		○			
亜硝酸性窒素	○		○			
有機性窒素	○		○			
T-P	○		○			
大腸菌数			○			
色度			○			

### イ 日常的なパックテスト等による簡易水質試験

受託者の技術的知見に基づき、日常の運転管理に必要となる項目を選定し実施すること。

(2) 脱水汚泥・し渣等成分分析

計量法に基づく登録を受けた事業者による下表の成分分析の実施。

試験項目	分析対象		測定方法	測定頻度
	脱水汚泥	し渣等		
アルキル水銀化合物	処理棟 1 階 ホッパー 室	処理棟 1 階 し渣ホッ パー下部	産業廃棄物に含まれる金属等の 検定方法（昭和 48 年環境 省告示 13 号）に規定する方 法。	年 1 回
水銀又はその化合物				
カドミウム又はその化合物				
鉛又はその化合物				
有機燐化合物				
六価クロム化合物				
砒素又はその化合物				
シアン化合物				
ポリ塩化ビフェニル				
トリクロロエチレン				
テトラクロロエチレン				
ジクロロメタン				
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
シス-1,2 ジクロロエチレン				
1,1,1-トリクロロエタン				
1,1,2-トリクロロエタン				
1,3-ジクロロプロペン				
チウラム				
シマジン				
チオベンカルブベンゼン				
セレン又はその化合物				
1,4-ジオキサン				
含水率				

(3) 悪臭物質測定

計量法に基づく登録を受けた事業者による下表の成分分析の実施。

測定項目	測定場所		測定方法	測定頻度
	脱臭塔出口 配管	敷地境界 (風下1地点)		
アンモニア	○		特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月環境庁告示第9号）に規定する方法。	年1回
メチルメルカプタン	○			
硫化水素	○			
硫化メチル	○			
二硫化メチル	○			
トリメチルアミン	○			
ノルマル酪酸	○			
ノルマル吉草酸	○			
イソ吉草酸	○			
臭気強度		○		

(4) その他測定 必要に応じて実施する測定

【要求水準】

- ・ 各種測定が、法令等に準拠した適切な頻度と方法により実施されていること。
- ・ 日常的なパックテスト等を併用して水質等の変動を早期に察知し、異常値やその予兆が確認された際は、即座に原因を特定して運転操作・監視業務へフィードバックされていること。

6 排水処理業務

排水処理業務は、放流水を適正に下水道処理することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 米子市上下水道局との契約締結
- (2) 放流設備（流量計及びポンプ等）の管理

【要求水準】

- ・ 米子市上下水道局との排水処理業務委託契約に基づく条件が遵守され、施設の不具合等による欠測を生じさせることなく、放流量が正確に計量・記録・報告されていること。

## 7 ユーティリティ調達管理業務

ユーティリティ調達管理業務は、運転管理に必要なエネルギーや薬品等を効率的かつ適切に調達・管理し、施設の安定稼働を確保することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 電力、上水道、LP ガス、工業用水道、通信回線の調達
- (2) 薬品、燃料（非常用発電機用）、油脂類、消耗品等の在庫管理・調達

### 【要求水準】

- ・ 施設の安定稼働を支える電力、薬品、燃料等の在庫が常に適正に把握・管理され、残量不足を生じさせないこと。
- ・ 調達する薬品等の品質が確保されていること。また、その調達費用について、実勢価格との乖離がないよう合理的な選定が行われ、本組合の求めに応じて算定根拠や単価等を速やかに開示できる状態であること。

## 8 槽内及び配管清掃業務

槽内及び配管清掃業務は、槽内及び配管内の残さ物、堆積物等による槽内防水やポンプ設備の劣化を予防し、施設の処理機能を維持することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 槽清掃計画の作成（本組合が提示する【別紙9】槽清掃の計画を参考に作成）
- (2) 計画に基づく各槽内の残さ物及び堆積物並びに配管内の清掃
- (3) 槽内清掃後における防水状態の確認

### 【要求水準】

- ・ 本組合の承諾を得た槽清掃計画に基づき、各槽内や配管内の残さ物・堆積物が確実に除去され、ポンプ設備の閉塞や機能低下が未然に防止されていること。
- ・ 酸素欠乏や硫化水素中毒等の労働災害を生じさせないこと。また、清掃を通じて槽内防水等の劣化状況が把握され、著しい劣化については、本組合へ報告されていること。

## 9 環境整備業務

環境整備業務は、施設及び敷地内の清潔と美観を維持し、衛生的な環境を確保することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 施設内の清掃及び敷地内の植栽・樹木管理
- (2) 敷地内における除雪・凍結防止、並びに衛生害虫等の防除作業

### 【要求水準】

- ・ 施設内外の清掃や植栽管理が定期的に行われ、近隣住民から悪臭、騒音、景観上の正当な苦情が発生しない状態が維持されていること。また、積雪、凍結、害虫等によるトラブルが未然に排除され、車両の事故や作業員の転倒事故等が起きない安全な環境が維持されていること。

## 10 警備業務

警備業務は、施設への不審者の侵入防止や、夜間・休日における運転異常に迅速に対応できる体制を確保することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 施設出入者（受託者等）の管理
- (2) 夜間・休日における警備

### 【要求水準】

- ・施設への不審者等の侵入を昼夜・休日を問わず未然に防止する万全な防犯体制と、夜間休日の運転異常発生時においても即座に状況を把握し迅速な初動対応が行える即応体制が構築されていること。

## 第4章 保全管理業務

### 1 巡回点検業務

巡回点検業務は、各設備の性能を維持し、突発的な故障による施設停止や事故を未然に防止するために必要な点検、整備、測定及び調査を行い、設備及び機器の予防保全を図ることを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 各設備の巡回点検、外観目視点検及び動作確認
- (2) 指示計器の確認及び機器周辺の清掃
- (3) 各設備及び指示計器の消耗品類の交換等（パッキン交換、オイル交換、ベルト交換及びグリスアップ等）

#### 【要求水準】

- ・ 施設の老朽化状況を的確に把握し、施設の稼働停止まで、施設の機能を安定的かつ安全に維持・継続させること。
- ・ 機器の仕様や稼働状況等の客観的根拠に基づき、消耗品類の交換等が過不足なく実施され、故障を未然に防ぐ状態が保たれていること。
- ・ 点検において運営に重大な支障を及ぼす異常や故障を察知した際は、被害拡大を防ぐための「観察・監視・機器の停止・使用中止」等の適切なリスク回避措置が即座に実行され、本組合へ速やかに報告される体制となっていること。

### 2 保守点検業務

保守点検業務は、受入室自動扉及び非常用発電機の性能を維持し、突発的な故障や重大事故を未然に防止することを目的として、次に示す業務を行うものである。

- (1) 受入室自動扉開閉装置及び制御装置の保守点検
- (2) 非常用発電機の保守点検
- (3) 上記のほか必要な保守点検

#### 【要求水準】

- ・ 各設備の保守点検が确实かつ計画的に遂行され、異常の予兆の早期把握と軽微な調整・消耗品交換等による予防保全が合理的に実施されていること。
- ・ 保守点検の結果や故障等への対応履歴が正確に記録され、月報等を通じて本組合へ遅滞なく報告・共有されていること。

### 3 法定点検業務

法定点検業務は、関係法令に基づき、施設の安全性を確保することを目的として、次に示す業務を実施するものである。

(1) 消防用設備点検

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく法定点検

(2) 天井クレーン点検業務

クレーン等安全規則（定期自主検査）第 34 条に基づく点検

(3) 電気保安管理

電気事業法第 39 条第 1 項、42 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に基づく点検

(4) 空調機器定期点検

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条に基づく点検

#### 【要求水準】

- ・ 関係法令で義務付けられた全ての点検が、定められた有資格者により法定期間内に漏れなく実施されていること。
- ・ 法定点検の実施後は、関係法令に基づく所管官庁（消防署、労働基準監督署等）への報告又は届出等が遅滞なく確実に行われていること。

### 4 補修工事業務

補修工事業務は、施設の機能が正常に発揮できるよう、適切に修繕及び補修工事を実施することを目的とし、次に示す業務を実施するものである。なお、設備台帳は【別紙 10】のとおりとする。

(1) 補修工事基本計画及び補修工事实施計画の作成

(2) 計画に基づく補修工事の実施

(3) 突発的な故障に対する迅速な修繕の実施

(4) 補修工事及び修繕の実施状況の記録

#### 【要求水準】

- ・ 施設の稼働停止までの残存期間を見据え、過剰な投資（恒久的な機器更新）を避けつつ安全性を担保し、必要最小限の措置（応急処置、中古品活用等）を優先した「経済的かつ合理的な補修・更新」が実践されていること。
- ・ 補修工事の実施にあたり、特殊機器の工事等において、製造者との連携や部品調達ルートが確保されており、突発的な故障時にも遅滞なく補修を実施できる状態であること。
- ・ 実施した補修内容が正確に記録・報告され、巡回点検業務に有効に活用できる状態として蓄積されていること。